

長建協発第351号
平成22年12月13日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業を取り巻く経営環境も依然として厳しい状況の中、資金需要の増大が予想される冬期を迎え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払い等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされます。

国土交通省では、下請調査の結果等に基づき、見積りや契約の方法、支払期日等について、元請下請関係の適正化に向けた指導を行うと共に、「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設、「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところであります。

また、近年、不十分な施工管理に起因する不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理の一層の徹底が求められているところであります。

以上を踏まえ、この度、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するとともに元請下請取引の一層の適正化と施工管理の一層の徹底に努めるよう全建を通じ国土交通省建設流通政策審議官より別添のとおり通知がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

また、「下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について」（別紙2）も併せて通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。